

# お墓の承継（使用者の引継ぎ）の手引き

小松市墓地（向本折）、小松市菩提公園での墓所使用に際して承継（現使用者からの引継ぎ）が必要な方は、下記を参考に手続きを行ってください。

## ■申請書類

### ① 小松市墓地等承継使用届の記載

『小松市墓地等承継使用届』に住所、氏名、墓所番号など必要事項を記載して下さい。

### ② 誓約書

『誓約書』により、新しい使用者としての登録を市へ依頼し、今後、誠意を持って協議や墓地管理に対応することを宣誓していただきます。必要事項を記載して下さい。

### ③ 墓地使用权承継承諾書

親族の方の署名により、新しい使用者の承継を承諾していただきます。承継を承諾する方の自書が原則です。

※ 裏面家系図のような家族構成の場合は、の方の署名が必要です。

## ■添付書類

### ④ 家系図

新旧の使用者と承継を承諾する方々との親族関係を示す家系図をご提出下さい。（白いコピー用紙などにボールペンの手書きで結構です。） ※ 裏面 「家系図記載例」参照

### ⑤ 住民票抄本（本籍地記載のもの）の添付

墓地の承継を行うためには、新しい使用者の現在の住居地を明らかにする必要があります。お住まいの市区町村の役所にて、『住民票抄本』を取得してください。なお、住民票抄本は必ず本籍地が記載されているものを請求してください。

### ⑥ 戸籍の入手

現在の使用者、新しい使用者および承継を承諾する方々（※上記③）との親族関係を示す戸籍をご用意ください。現使用者と新使用者の親族関係によっては、複数の戸籍が必要になる場合があります。

裏面記載の家系図記載例にある家族構成の場合、最終ページの見本に示した【**現使用者の改製原戸籍**】をご請求ください。

※ 親族関係によっては、改製原戸籍の他に別の戸籍が必要になる場合もあります。

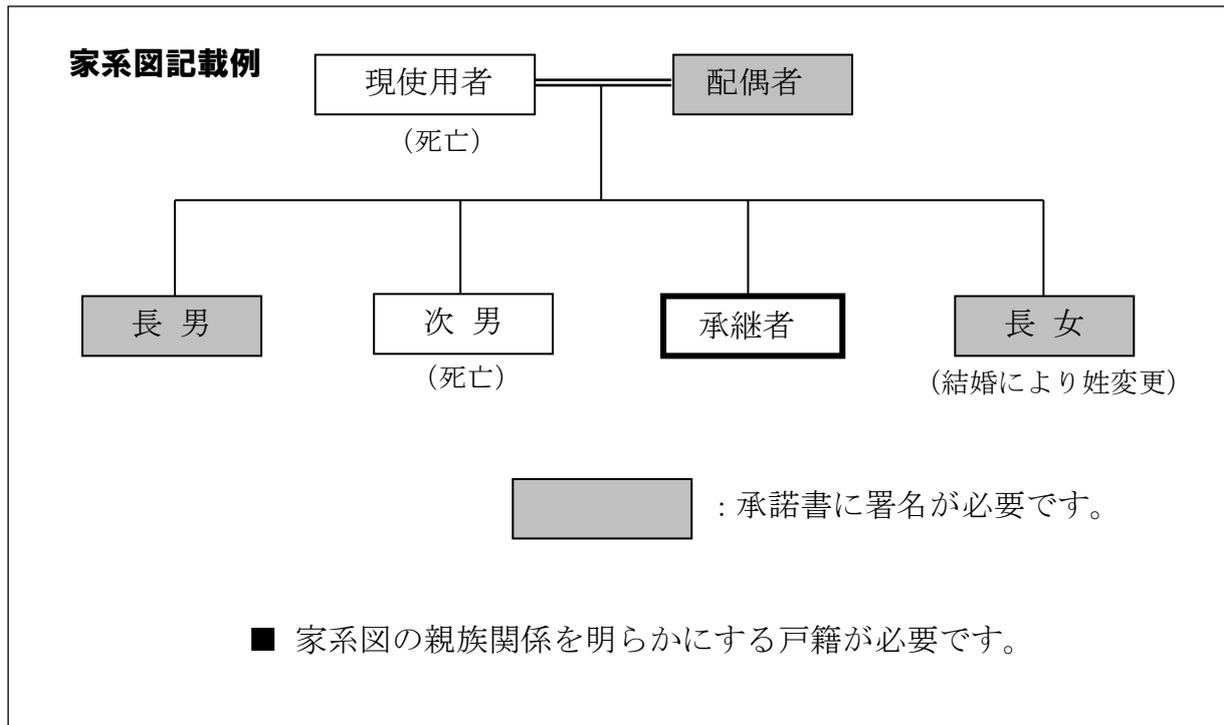
※ 法的根拠のある遺言書や遺産分割協議書、法務局で発行された法定相続情報一覧図もご利用できますので、これらをお持ちの方はお問い合わせください。

裏面に続きます

⑦ 小松市墓地等使用者代理人届

新しい使用者が小松市外にお住まいの場合にのみ、提出が必要となります。代理人は、市が使用者に連絡が取れなくなった際に、連絡を仲介するなどの役割をにないます。代理人には、小松市内にお住まいの新しい使用者のご親戚やご友人がなることができます。『小松市墓地等使用者代理人届』に必要事項を記載のうえ、代理人となられる方の住民票抄本を添付してご提出ください。

以上、ご不明な点などありましたら下記までお問い合わせください。



■小松市役所建築住宅課にご提出いただくもの

- 小松市墓地等承継使用届
- 誓約書
- 墓地使用权承継承諾書
- 家系図
- 新使用者（承継者）の住民票抄本（本籍記載）
- 現使用者と新使用者、承諾者の親族関係が分かる戸籍
- 小松市墓地等使用者代理人届

（ご提出先・お問い合わせ）

小松市役所都市創造部  
建築住宅課 墓地担当  
〒923-8650  
石川県小松市小馬出町 91  
（電話）0761-24-8159  
（FAX）0761-23-6403

【参考】関係法令

◆民法（明治29年4月27日法律第89号）

（祭祀に関する権利の承継）

第897条 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。

2 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。

◆小松市墓地等の設置及び管理等に関する条例（令和4年3月24日 条例第3号）

（使用権の承継等）

第12条 使用者の権利（以下「使用権」という。）は、相続その他規則で定める事由によって引き継ぐ場合のほか、承継することができない。この場合において、使用権を承継した者は、その旨を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

◆小松市墓地等の設置及び管理等に関する条例施行規則（令和5年9月20日 規則第35号）

（墓所の承継）

第13条 条例第12条前段の規則で定める事由とは、使用者が死亡し、民法（明治29年法律第89号）第897条の規定により墓の権利を承継した場合とする。

2 条例第12条後段の規則で定めるところとは、市長への小松市墓地等承継使用届（様式第11号）の提出とする。

<p>昭和五拾八年拾貳月拾日小松市で出生同月貳拾日父届出入籍 平成拾六年参月拾六日西野内希子と婚姻届出同月貳拾四日能美市長から送付小松市小馬出町巻番地巻に夫の氏の新戸籍編製につき除籍</p>		<p>昭和五拾八年八月貳拾日小松市で出生同月貳拾五日父届出入籍 昭和五拾年五月壹日平本義雄と婚姻届出小松市小馬出町巻番地の町営男戸籍から入籍</p>		<p>昭和五拾参年貳月九日小松市で出生同月拾五日父届出入籍 昭和五拾年五月壹日乙野夏子と婚姻届出小松市小馬出町巻番地甲本太郎戸籍から入籍</p>		<p>石川県小松市 小馬出町 巻番地</p>					
<p>生 出</p> <p>昭和五拾八年拾貳月拾日</p>	<p>母</p> <p>夏子</p>	<p>父</p> <p>甲本義雄</p>	<p>生 出</p> <p>昭和五拾六年八月貳拾日</p>	<p>妻</p> <p>夏子</p>	<p>母</p> <p>希子</p>	<p>父</p> <p>乙野賢男</p>	<p>生 出</p> <p>昭和五拾参年貳月九日</p>	<p>夫</p> <p>義雄</p>	<p>母</p> <p>ウメ</p>	<p>父</p> <p>甲本太郎</p>	<p>名 氏</p> <p>甲本義雄</p>

改製原戸籍

平成六年法律第五十一号附則第二條第一項による改製につき平成拾八年九月貳日換除